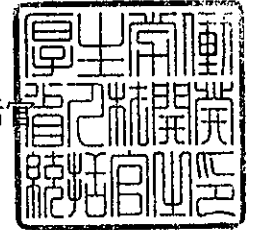


開発 1225 第 29 号
令和 2 年 12 月 25 日

関係団体の長 殿

厚生労働省人材開発統括官



押印を求める手続の見直しのためのジョブ・カード様式の改正について

職務経歴等記録書（いわゆるジョブ・カード）については、「職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 127 号。以下「本告示」という。）においてその様式を定めているところです。

今般、本年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、押印等を不要とするための規定の見直しを行うため、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」（令和 2 年厚生労働省告示 397 号。以下「改正告示」という。）が本日付けで公布・適用され、改正告示により本告示が別添 1 のとおり改正されたところです。

改正告示による本告示の改正内容等は下記のとおりとなりますので、貴殿におかれましても御了知願います。

なお、本件については、別添 2 により各都道府県労働局長、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長及び各都道府県知事宛にそれぞれ通知していることを申し添えます。

記

1 改正内容

様式 2（職務経歴シート）第 2 面における「役職・氏名」欄の「印」を削除すること。また、様式 3-3-1-1（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT 用））、様式 3-3-1-2（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（在職労働者の実務経験の評価用））、様式 3-3-3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（求職者支援訓練用））及び様式 3-3-4（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（科目ごとに評価している教育訓練用））の様式中、実習実施企業等の「印」を削除すること。

2 経過措置

改正告示の施行の際、現にある改正告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）

により使用されている書類は、改正告示による改正後の様式によるものとみなすこと。
また、改正告示の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。